12／1（火）～3／5（金）の行事

はじめよう、つづけよう。
「新北海道スタイル」
～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時　　１１月２４日（火）１５時００分

発表項目（行事名）	テレワーク導入支援補助金の募集について
概要	○ 道では、１２月１日（火）より「テレワーク導入支援補助金」申請受付を開始します。 ○ 補助率や補助金額、補助対象経費については、別紙のとおりです。 ○ なお、申請手続など詳細については、１２月１日より、道のホームページで公表します。
報道（取材）に当たってのお願い	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する取組ですので、積極的な報道をお願いいたします。

担当（連絡先）	経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業推進係　（担当者：石原） ＴＥＬ　ダイヤルイン　０１１－２０４－５３５４　内線　２６－７５６

最大
65万円
補助率３／４以内

テレワーク導入支援補助金

申請期間 令和２年12月1日～令和３年3月5日

（申請額が道の予算額を超える場合は、期間中でも受付を締め切ることになります。）

補助対象者

・道内中小企業者および法人等
医療法人、社会福祉法人、学校法人なども対象です。

※常時雇用する労働者を２名以上、かつ交付申請時点において６カ月以上雇用しているなどの条件が必要です。

補助率

補助率	上限額	下限額
３／４以内	**６５万円**	**３０万円**
	対象経費上限額 約86万６千円	対象経費下限額 40万円

※補助金交付額が対象経費下限に達しない場合は、その全額を補助対象としません。

補助要件

・端末および情報通信機器等の導入を行い、テレワークを次の日数、実施してください

事業の内容	必要実施日数
端末および情報通信機器等の導入の場合	端末１台あたり１日以上
情報通信機器等の導入のみの場合	１事業者あたり１日以上

申請方法

・申請書類に必要事項を記入の上、簡易書留により郵送してください
・申請様式は道ＨＰからダウンロードしてください

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/teleworkhozyokin.htm

※上記URLは令和２年１２月１日から閲覧可能です。

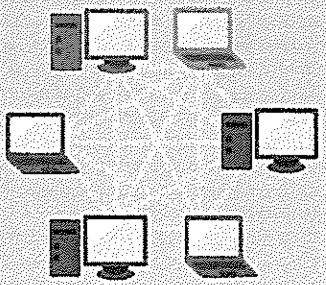

〈お問い合わせ先〉

北海道
北海道経済部
労働政策局雇用労政課
働き方改革推進室

〒060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目
TEL：011-204-5354
FAX：011-232-1038
MAIL：keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp

補助対象経費

経費区分	補助対象経費	経費上限額
1.端末導入費	・テレワーク導入に伴い必要となるノートパソコン及びタブレットの購入費及びリース費用	・ﾉｰﾄﾊﾟｿｺﾝ：1台あたり15万円 ・ﾀﾌﾞﾚｯﾄ：1台あたり10万円
2.情報通信機器等導入費	(1) テレワーク導入に関する機器等（VPN、無線LANルーター、webカメラ、ポケットWi-Fi（端末代金のみ））の購入及びリース費用	なし
	(2) 業務のテレワーク化に必要なシステム・アプリケーション等（web会議システム、ビジネスチャット、勤怠管理ツール）の導入による初期費用及び利用料	
	(3) テレワーク導入のためのシステム構築費用	
	(4) その他PC等の端末台数増に伴う関連ソフト(OSソフト、オフィスソフト、セキュリティソフト）の導入、利用料	

申請提出書類

ﾁｪｯｸﾘｽﾄ	提出書類	確認・留意事項
☐	テレワーク導入支援補助金交付申請書（経済第53号様式）	
☐	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又はこれに類する書類	◎申請日より3ヶ月以内に発行された原本
☐	道内の事業所に常時雇用する労働者を２名以上、かつ交付申請時点において６ヶ月以上継続して雇用していることを確認できる書類	◎労働契約書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など
☐	開業届の写し（個人事業主の場合）	
☐	道税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないことを確認できる書類	◎申請日より3ヶ月以内に発行された原本
☐	導入しようとする製品のカタログ等、価格や仕様が分かるもの	◎インターネットからプリントアウトしたものも可能 ◎システム構築の場合は、構築図、機能概要、見積書等の写し

・端末購入のみの申請は補助対象外です。
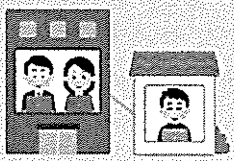
・<u>**端末導入および情報通信機器等導入は交付決定通知日以降に行ってください。**</u>